

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年5月11日（令和5年（行情）諮問第372号）

答申日：令和6年4月17日（令和6年度（行情）答申第10号）

事件名：「法務トピック」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書8，文書13及び文書17の3文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年4月21日付け防官文第6539号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので，履歴情報が特定されていなければ，改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように，電子ファイルを紙に出力する際に，当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも，変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等によ

り技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

意見書の提出期限の延長を求める。

審査請求人に事前に諮ることなく、一度に計7件という多くの案件の意見書の提出期限を2週間という短期間で指定することは、審査請求人の抗弁の機会を奪うことに他ならない。

審査請求人の意向を確認して、改めて意見書の提出期限を設けるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「法務トピック」（2016.8.22一本本B659）のうち第5号以降に該当するもの全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる32文書を特定し、平成29年4月21日付け防官文第6539号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録も特定している。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年6月5日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和6年3月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年4月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分

を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、小型無人機等飛行禁止法の規定、国連海洋法条約上の国際海峡制度の効果、当該制度に係る特定のテーマ及び南シナ海仲裁裁定の日本への影響についての担当者の考察が具体的に記載されている。

当該部分は、これを公にすれば、特定の場面における自衛隊の運用の考え方など運用態勢、特定の法律や条約の規定に関する自衛隊の認識及び自衛隊の情報関心などが推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5年11か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書を含む文書）

- 文書1 法務トピック第5号（27. 11. 19 首席法務官）
- 文書2 法務トピック第6号（27. 11. 26 首席法務官）
- 文書3 法務トピック第7号（27. 12. 3 首席法務官）
- 文書4 法務トピック第8号（27. 12. 11 首席法務官）
- 文書5 法務トピック第9号（28. 1. 12 首席法務官）
- 文書6 法務トピック第10号（28. 1. 29 首席法務官）
- 文書7 法務トピック第11号（28. 2. 12 首席法務官）
- 文書8 法務トピック第12号（28. 3. 29 首席法務官）
- 文書9 法務トピック第13号（28. 4. 26 首席法務官）
- 文書10 法務トピック第14号（28. 5. 13 首席法務官）
- 文書11 法務トピック第15号（28. 5. 27 首席法務官）
- 文書12 法務トピック第16号（28. 6. 14 首席法務官）
- 文書13 法務トピック第17号（28. 6. 29 首席法務官）
- 文書14 法務トピック第18号（28. 6. 29 首席法務官）
- 文書15 法務トピック第19号（28. 6. 30 首席法務官）
- 文書16 法務トピック第20号（28. 7. 22 首席法務官）
- 文書17 法務トピック第21号（28. 7. 22 首席法務官）
- 文書18 法務トピック第22号（28. 7. 29 首席法務官）
- 文書19 法務トピック第23号（28. 8. 26 首席法務官）
- 文書20 法務トピック第24号（28. 9. 12 首席法務官）
- 文書21 法務トピック第25号（28. 9. 30 首席法務官）
- 文書22 法務トピック第26号（28. 10. 21 首席法務官）
- 文書23 法務トピック号外1号（28. 10. 21 首席法務官）
- 文書24 法務トピック第27号（28. 10. 31 首席法務官）
- 文書25 法務トピック第28号（28. 11. 18 首席法務官）
- 文書26 法務トピック号外2号（28. 11. 18 首席法務官）
- 文書27 法務トピック第29号（28. 12. 15 首席法務官）
- 文書28 法務トピック号外3号（28. 12. 15 首席法務官）
- 文書29 法務トピック第30号（28. 12. 22 首席法務官）
- 文書30 法務トピック第31号（28. 12. 22 首席法務官）
- 文書31 法務トピック第32号（29. 1. 20 首席法務官）
- 文書32 法務トピック第33号（29. 1. 20 首席法務官）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 8	別紙 3 頁の一部	自衛隊の運用に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 1 3	【通過通航制度（イメージ）】の一部	自衛隊の運用に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	別紙 1 頁及び 5 頁のそれぞれ一部	防衛省，自衛隊の関心事項に係る情報であり，公にすることにより自衛隊の情報収集及び情報関心が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 1 7	別紙 9 頁の一部	防衛省，自衛隊の関心事項に係る情報であり，公にすることにより自衛隊の情報収集要領及び情報関心が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。